

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年10月16日(月) 午後1時30分～午後3時5分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、総合政策課課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題1：秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて		
担当部課等	行政経営課	
説明者	政策部長、行政経営課長、課長代理(行政経営担当)	
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】</p> <p>資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>意見. 提案理由を簡便な表現にしてほしい。</p>	
会議結果	原案了承	

議題2：令和6年度(2024年度)予算の編成について		
担当部課等	財政課	
説明者	政策部長、財政課長、課長代理(財政担当)	
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】</p> <p>資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 業務運営費のこれまでの削減目標はどのようなか。 答. 令和4年度は5%、令和3年度は10%、令和2年度は7%、令和元年度は5%、平成30年度は10%削減を目標とした。</p> <p>問. 業務運営費の削減について、達成状況はどのようなか。 答. 令和4年度及び令和3年度は、前年度よりも業務運営費を削減することが出来た。令和5年度は3年に一度の長期継続契約の更新に加え、物価高騰が重なったため、前年度を上回る状況となった。令和6年度も物価高騰の状況は続いているが、前年度と同額以内に抑えたい。</p> <p>問. これまでの削減の実績は把握できるのか。</p>	

	<p>答. 対前年比で、実際に編成した予算額が、削減目標に対しどのようになったかのデータは把握できる。</p> <p>問. 市税が減収傾向にあるというが、法人税も、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減収の傾向にあると思われる。実態はどのようなか。</p> <p>答. 法人数や均等割に大きな変動はないが、リーマンショック以降は法人税も減少傾向にある。</p> <p>問. 企業誘致の効果は把握しているか。</p> <p>答. 個々の企業誘致の効果は把握しづらいが、法人市民税の増加以外に、雇用や居住の増加など様々な経済効果等も想定される。将来的な財政への影響は適切に把握していきたい。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題3：秦野市市税条例の一部を改正することについて

担 当 部 課 等	市民税課、資産税課、交通住宅課
説 明 者	総務部長、市民税課長、課長代理（税制収納管理担当）、 資産税課長、課長代理（家屋償却資産担当）、 交通住宅課長、課長代理（住宅政策・移住相談担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 今回の特例措置に該当する可能性があるマンションはあるのか。</p> <p>答. 対象期間内に幾つかのマンションで大規模修繕を実施する可能性はあるが、期間が限定されており、対象期間内に条件をすべて満たすマンションは無いと考えている。</p> <p>問. 本特例措置は2年間限定だが、延伸される可能性はあるのか。</p> <p>答. 初めて実施する制度は時限立法であることが多く、国は全国的な効果を確認し、延伸などの判断をしていると思われる。</p> <p>問. 特例措置が適用された場合、税収への影響額はどの程度か。</p> <p>答. 築20年以上経過している10戸以上のマンション全てに1/3の減額措置を行ったと想定すると、約1億100万円の減収が見込まれる。</p> <p>問. 市内で一番古いマンションはいつ頃に築造されたものか。</p> <p>答. 一番古いマンションは1974年築造である。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題 4：成年後見制度の利用に係る後見人報酬等助成事業の拡充について

担当部課等	地域共生推進課
説明者	福祉部長、地域共生推進課長、課長代理（共生社会推進担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 拡充により対象者がどの程度増加すると見込んでいるか。 答. 高齢者が1～2件、障害者が2～3件と見込んでいる。</p> <p>問. 生活保護受給者の経済的要件の根拠はどのようか。 答. 葬祭費やエアコンなどの家電製品の購入に必要な経費等を残すように算出した。</p> <p>問. 生活保護受給者の経済的要件で預貯金から報酬額を控除した額が30万円以下であることとしているが、生活保護受給者もある程度の預貯金を持つことができるはずである。本制度においては、生活保護受給者の預貯金額について要件から外してはどうか。 答. 生活保護受給者の預貯金額については要件から削除する。</p> <p>問. 今後、物価高騰等により生活保護基準の見直しが行われた場合は、本事業の助成額も見直すのか。 答. 改正の必要性については、状況に応じて確認を行う。</p> <p>問. 報酬助成額は定額が助成されるのか。 答. 家庭裁判所が本人の資産を踏まえて設定する報酬額の範囲内で、市の要綱に規定する額を上限として助成する。</p> <p>問. 本事業は国庫や県費の補助対象となるのか。 答. 高齢者については、地域支援事業交付金の、また、障害者については、地域生活支援事業費補助金の対象となり、それぞれの交付率または補助率により、国・県の支出がある。</p>
会議結果	原案から生活保護受給者の預貯金額の要件を削除のうえ、了承